

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成29年9月14日（木）

開会 9時30分

閉会 10時54分

2 場所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員

欠席委員 原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当） 辻善典、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 課長補佐兼班長 藤山泰雅、班長 野間英生

福利・給与課 課長 谷岡徳夫、課長補佐兼班長 中野雅人

全国高校総体推進課長 三宅恒之

高校教育課 課長 徳田嘉美、班長 萬井洋、充指導主事 森達也

保健体育課 課長 野垣内靖、充指導主事 後藤大介

社会教育・文化財保護課 課長 山本寛二、主幹 二見哲生、主査 植村一弘

特別支援教育課 課長 森井博之、課長補佐兼班長 早津俊一、主査 遠藤純子

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第26号 平成29年度教育功労者表彰について

原案可決

議案第27号 給与条例附則第十六項から第十八項までの
規定による給料に関する規則案

原案可決

議案第28号 平成二十七年改正給与条例附則第三項から
第五項までの規定による給料に関する規則
の一部を改正する規則案

原案可決

6 報告題件名

報告 1 平成30年度全国高等学校総合体育大会300日前イベントについて

報告 2 平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別
支援学校入学者募集要項について

報告 3 三重県部活動ガイドラインの策定について

- 報告 4 指定管理者が行う公の施設の管理状況について
- 報告 5 指定管理者選定の進捗状況について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

委員5名のうち4名の出席により、会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（9月4日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第26号は、内容に個人情報が含まれるため、報告4は、県議会提出前のため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第27号及び議案第28号を審議し、公開の報告1から報告3及び報告5の報告を受けた後、非公開の議案第26号を審議し、非公開の報告4の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第27号 給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則案（公開）

（谷岡福利・給与課長説明）

議案第27号 給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則案

給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年9月14日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから3ページが規則案です。4ページが規則案の要綱でございます。要綱に沿って説明させていただきます。

「1 制定理由」、公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づき、給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関し必要な事項を定める。

「2 制定内容」、現業職員の職種変更に伴い、新たに適用される給料表において

その者の受ける給料月額が、給料表異動日の前日に受けていた給料月額に相当する額に達しない場合、給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料として支給する額等を定める。

「3 施行期日」、平成29年10月1日。

概略を説明させていただきますと、現業職員さん、学校の環境整備をしている方などがみえます。その方が10月1日付けで行政職、一部、教育職になる方もいるんですが、職種変更されます。職種変更をしますと、給料表が現業職の給料表から行政職ないしは教育職の給料表に変わりますが、ごく一部の方について、給料月額が9月30日現在の額から下がる方がおります。給料については下げることができませんので、10月1日付けの給料が下がる方については、9月30日の給料月額を保障しよう。これは条例を制定しておりますが、具体的には規則等に委ねられている部分がありましたので、今回、この規定を整備させていただくということでございます。

【質疑】

教育長

議案第27号については、いかがでございましょうか。

岩崎委員

よくわからないのは、行政職あるいは教育職に給料表の適用を変えたときに、通常だと直近上位という位置づけをするのかなと思うんですが、直近上位でも下がる場合があるんですか。

福利・給与課長

ほんとに一部の人ですが、数名、下がる方がみえます。給料計算は、その方がもともと行政職にいる者として計算しますが、その給料月額が平成29年9月30日の給料月額に満たない場合は、29年3月30日の給料月額を保障し、その差額を支給します。

岩崎委員

かなり個別の事情がある話でしょうね。数人という話だと。わかりました。

教育長

よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第28号 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（谷岡福利・給与課長説明）

議案第28号 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案

平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する

規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年9月14日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが改正文で、3、4ページが新旧対照表になりますが、2ページの要綱でご説明させていただきます。

「1 改正理由」、公立学校の職員の給与に関する条例に基づき、平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料（給与制度の総合的見直しにより平成27年3月31日時点の給料月額を保障するため支給される給料）について、必要な規定を整備する。

「2 改正内容」、現業職員の職種変更に伴い、新たに適用される給料表においてその者の受ける給料月額が、平成27年3月31日に受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から、給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する給料（職種変更に伴い給料表を異動した日の前日に受けていた給料月額を保障するため支給される給料）の額を減じた額を支給することとする。

「3 施行期日」、平成29年10月1日ということで、かなり法律的に難しい書き方がしてありますが、平成27年度にも給与構造改革で見直しがありまして、今回と一緒に給料月額が下がる方がみえた場合には、現給保障をしていました。つまり27年4月1日現在の給料月額が、27年3月31日現在の給料月額に満たない方については、27年3月31日現在の給料月額を保障しており、今、一部の人についても、それをもっています。今回の29年10月1日現在の給料の切り替えにあたって、先ほど議案第27号で現給保障をすと言いましたが、この29年9月30日現在の給料については、その27年4月1日の現給保障分も含めて考慮して現給保障をさせていただくということです。

【質疑】

教育長

いかがでしょうか。

岩崎委員

ご当人に不利益な処分にはならないようにするということですね。

福利・給与課長

9月30日現在の給料を保障させていただくということです。

教育長

よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 平成30年度全国高等学校総合体育大会300日前イベントについて（公開） （三宅全国高校総体推進課長説明）

報告1 平成30年度全国高等学校総合体育大会300日前イベントについて

平成30年度全国高等学校総合体育大会300日前イベントについて、別紙のとおり報告する。平成29年9月14日提出 三重県教育委員会事務局 全国高校総体推進課長。

資料の1ページをお願いいたします。この夏のインターハイが終わりまして、いよいよ来年の平成30年度全国高校総体が近づいてまいりまして、300日前イベントというのを開催いたします。「1 目的」にありますように、インターハイのPRと、高校生が積極的に大会の成功に向けて取り組む姿を広く県民の方にアピールして、機運の醸成を図りたいということでございます。

平成30年7月26日から数えますと、9月29日が300日前でございますが、「3 開催日時・場所」にありますように、10月1日、10月8日、11月4日に県内3カ所で行う予定です。5月にもご説明をさせていただきましたが、生徒たちの発案で、三重県は南北に長いので、北・中・南の3カ所でやりたいということと、人を集めるというよりは、人の集まっているところでやったほうがいいのではないかとという生徒の意見で、イオンモールや、南地区は少し変わりましたが、伊勢祭りということで伊勢市のご協力を得て、人のたくさんいるところでということで、一緒にさせていただきます。中地区はイオンの鈴鹿でさせていただきます。

主な内容ですが、北地区につきましては、高校生がアトラクションということで、カウントダウンボードの除幕式に始まりまして、高体連主催のインターハイですが、高文連の力も借りまして、合唱、ギター・マンドリン、ダンスと、菟野町で登山競技がございますので、登山競技の実演体験などをさせていただきます。

(2)の南地区でございますが、お昼からイベント広場というところがありますので、そこでお時間をいただいて、カウントダウンボードの除幕式とかダンスとか合唱をさせていただきます、15時10分からはパレードにも参加させていただきますので、生徒たちが横断幕を持ってPRさせていただきます。

(3)の中地区が一番大きなところでございまして、「友情の花の種伝達式」というものがございます。これは、インターハイの大会を彩る草花の種を代々引き継ぐセレモニーとして、昭和52年の岡山大会から実施をされており、今年開催の南東北ブロックの高校生から東海ブロックの高校生へ花の種を贈呈するという式典がございます。ここには実行委員会の会長であります知事、副会長の教育長もご出席いただいで行う予定でございます。

あと、アスリートによるゲストトークということで、高校生の司会のもと、トークを実施させていただいて、インターハイを目指す高校生へのメッセージなどをいただく予定でございます。それから、東海4県、愛知、岐阜、三重、静岡4県の高校生のPR活動の紹介や、アトラクションにありますように、ダンス、ハンドベル、新体操

等の紹介もさせていただきます。

詳細につきましては、3ページからプログラムの予定ということで載せております。先ほど説明させていただきましたほかに、例えば北地区であれば、競技ボールの重さ当てクイズなどを生徒と考えております。カブキコートとガーデンプレイスというところの2カ所でやっております、競技の体験コーナーとか、あるいは競技ルールのパネルの展示、競技紹介の展示ということで、これは東海ブロック全ての競技を生徒たちがつくるということで、パネルをつくりましたので、そういうのを展示したりとか、メッセージ・フラッグということで、北、南、中とリレーしながら、旗にメッセージを書いていただくということを考えております。

4ページは、南ブロックの詳細なプログラムの予定でございますが、それぞれお昼から、お祭りのたくさんの方が集まる中で生徒たちが紹介するという形です。5ページが、中地区のプログラムで一番のメインのところでございますが、実行委員会会長の知事の挨拶に始まりまして、花の種伝達式、それから、高校生活動紹介ということで、東海4県の生徒の紹介、ゲストトーク、競技の紹介等ということで進んでまいります。行政がやるPRではなくて、生徒たちが中心にやっていくということで、少しずつですが機運を高めていきたいと思っております。

報告は、以上でございます。

【質疑】

教育長

それでは、報告1については、いかがでございましょうか。

岩崎委員

特に高校生諸君が頑張ってくれればいいなと思います。見に行けばいいのでしょうけど、菰野高校の山岳部の競技の実演って、どういうことをやるんだろう。

全国高校総体推進課長

聞いてみましたら、リュックなど非常に重たいもののかついで行きますので、そういうのを子どもたちに触らせたりとか、あるいは、早く登ればいいというものではございませんので、きちんと競技できるかとか、ルールを守っているかとか、そういうことがありますので、そういうことを交えながら、服装とか見ていただいて、というイメージでございます。

岩崎委員

そういうことですね。ボルタリングでもやるのかなと思って。そういうわけではないんですね。わかりました。

教育長

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告2 平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学

校入学者募集要項について（公開）

（徳田高校教育課長説明）

報告2 平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について

平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について、別紙のとおり報告する。平成29年9月14日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長 特別支援教育課長。

今回、報告します実施要項は、高等学校入学者選抜及び特別支援学校入学者選考に係る事務手続き等について規定したものであり、各県立学校及び中学校は、この実施要項に沿って、選抜及び選考の事務を行います。本実施要項は、毎年10月中旬に、冊子にして、各県立学校及び中学校に配付した後、事務説明会を開催し説明を行っています。その後、11月初旬にウェブページにて一般公開する予定です。

お手元の報告2と別冊資料を併せてご覧ください。報告2の1ページは、前年度からの主な変更点の概要について、2ページから5ページまでは、新旧対照表です。別冊資料につきましても、記載を見直したところと追記した箇所に波線を、日付や曜日に係る変更の実線を施しています。なお、別冊資料の表紙の裏面にあります実施日程と、45ページから146ページまでの各高等学校別実施要項につきましても、7月の教育委員会定例会において、既に報告していますので、本日はそれらを除いた部分について報告いたします。

まず、高校教育課から、三重県立高等学校入学者選抜実施要項について説明いたします。本年度の主な変更点は、2点でございます。報告2の1ページをご覧ください。

1点目は、平成30年度三重県立高等学校への県外からの入学志願者等取扱要項についてです。県外からの三重県立高等学校への入学志願について、平成30年度入学者選抜では、保護者の県内居住を原則としつつ、保護者が県内に転住できない場合には、生徒の安全・安心を見守る保証人が確保されていれば出願できるとしました。このことに伴い、別冊資料の39ページの平成30年度三重県立高等学校への県外からの入学志願者等取扱要項の「2 県外からの三重県立高等学校への入学志願について」の（1）入学志願できる者のアに、保護者が志願学区内に転住できない場合は、保証人を確保できる者に限り志願できることを追記しました。また、その場合の（2）申請手続、「ア 提出書類」に、県外からの入学志願に係る保証人届と保証人の住民票を提出することを追記しました。さらに、別冊資料の40ページの「エ その他」に、保証人を確保する手続きを追記いたしました。

報告2の1ページにお戻りください。「2 入学願書と追検査受検願書の性別欄の変更について」です。これまでの出願書類の性別欄は、男女のどちらかに○を付ける選択式でしたが、多様な性のあり方を踏まえて見直しを行いました。3ページの新旧対照表の2をご覧ください。志願者が記入する入学願書については、記述式に変更し、追検査受検願書については、性別欄を削除することとしました。それぞれの様式につきましては、別冊資料の146ページの2ページ後から右肩にページ数が振ってございますが、そこに入学願書の様式1、それから右肩の7ページに、追検査受検願書を付けておりますので、ご確認ください。

(森井特別支援教育課長説明)

続きまして、平成30年度三重県立特別支援学校入学者募集要項についてご説明申し上げます。引き続き、報告2の1ページをご覧ください。合わせて別冊の資料の147ページをご覧ください。

特別支援学校入学者募集要項につきましても、先ほどの高等学校入学者選抜実施要項と同様、別冊資料に、昨年度からの変更箇所を波線でお示ししております。

主な変更点は、来年4月に開校を予定している「松阪あゆみ特別支援学校」の追記に伴うものです。まず、「1 募集する学校及び学科」につきまして、松阪あゆみ特別支援学校を追記いたします。「2 応募資格のある者」につきましても、148ページの表1にありますように、松阪あゆみ特別支援学校の教育部門、志願できる区域を追記いたします。「3 選考内容」につきまして、150ページの表に、松阪あゆみ特別支援学校を追記いたします。「4 その他」につきましては、152ページの5にありますように、松阪あゆみ特別支援学校の入学者選考の事務は、玉城わかば学園で行う旨を記載させていただいております。最後、「5 三重県立特別支援学校配置図について」は、153ページの配置図のとおり、松阪あゆみ特別支援学校の追記のほか、本年4月に開校したかがやき特別支援学校と校舎が移転した東紀州くろしお学園を一部変更して記載させていただいております。

以上が、平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

それでは、報告2については、いかがでしょうか。

森脇委員

高等学校のほうですが、まず、新旧対照表を見ていると、保証人という制度を取り入れると、その理由を確認がてら、もう一回教えていただきたいのと、もう一つの質問は、3ページの多様な性のあり方に配慮して男女というのを抜いたということですが、新しい四角括弧の中の性別の記述欄では、どういうことが書かれると想定しているのでしょうか、その2つの質問です。

高校教育課長

まず、1つ目のご質問の保証人でございますが、今回、平成30年度につきましては、既に進路を決定している中学3年生への配慮を行ったものでございます。そういった中で、保護者が県内に転住できない場合でも、生徒が三重県で安全・安心に生活を行うことが必要であるということから、保証人を設けて出願することを認めていくというふうに判断させていただいたものでございます。

それから、性別欄につきまして、基本的には志願者が男・女のいずれかを書くということを想定はしていますが、それぞれ性的マイノリティーにおける表現等もあらうと思いますが、そういった表現を記入するというのも想定はしております。

岩崎委員

書かないという想定は。

高校教育課長

書かないということもあり得るとは考えております。その場合には、記入漏れであるのか、意図的に書いてないのかというのを確認する必要があるかも知れませんが、そのような想定も当然しております。

森脇委員

保証人には誰でもなれるんですか。

高校教育課長

保証人につきましては、今回の要項を定めさせていただいた中におきまして、志願学区内に居住する成年者であって、一家の生計を営む者、あるいは入学後に生徒の日常生活にかかわりを有することができる者であり、そのほか生徒の日常生活を見守る役割、健康の管理であったり、病気の場合は迅速に対応することということを定めまして、その役割を果たすことができる者を保証人として保護者が定めていただくというふうに考えております。

森脇委員

では、血縁関係がなくても大丈夫。

高校教育課長

そういうことです。

岩崎委員

今の保証人の要項というのは、39ページがその要項になるんですか。

高校教育課長

39ページにおきましては、保証人を定めることによって出願することができるということを、この要項において定めているものでございます。別に、教育委員会といたしまして、保護者が県外から志願学区内に転住できない者の保証人に関する取扱要項というものを定めて、その中で、今、申し上げました保証人の役割等を明記させていただき、それで県外からの出願ができるような対応をしていきたいと。

岩崎委員

それは、この実施要項には載せないんですか。あるいはどこかに載っているのかな。

高校教育課長

実施要項では、その手続きであったり、役割について載せております。39ページ、40ページで。

岩崎委員

39ページに載っている部分で、これで十分、足りると。

高校教育課長

手続きの部分については、ここで定めさせていただき、今、申し上げました別の取扱要項において、保証人の役割等であったり、入学後の手続き等については定めるということにさせていただいております。

このことにつきましては、今後、11月以降、県外から三重県に出願する応募者に、説明会を行っていきますが、その場において、十分に説明をして周知していきたいと思っています。

岩崎委員

そのときに要項もお渡しするかどうかは別として、十分に周知をするということによろしいですね。

副教育長

この要項については、通し番号がついてないのですが、後ろのほうの右肩に番号が13とあるものですが、ここに保証人届の様式が載っておりまして、ここに保護者の氏名と保証人名と書くことになっています。その下のほうにア・イ・ウ・エということで、名義だけではなくて、実際にこういうふうな日常に見守りを行うこととこのを、生徒、もちろん保証人にも認識をしていただいて、それをきちっと志願先の校長が保証人と面談をして、その意思と、そういったことができるということを確認したうえで志願ができる。それは校長を通じて教育委員会宛ですので、教育委員会として全体的に確認をして、県外からみえる生徒が、きちっと安全・安心を確保して高校生活を送り得るということを確認したうえで志願をいただくことになります。

黒田委員

同じ保証人の方で何人もの生徒さんの保証人になるということとかも考えられますか。

高校教育課長

同じ保証人で数名の生徒の保証人になるということは可能です。

副教育長

現実には今年度、既に県外から入学されている生徒の方々に対して、規則上きちんとさせていただくということで、在学中の方に6月中に保証人届けを出していただいています。学校によっては、その入っている寮の方が、なっているというものもあります。ただ、その場合でも、学校としては、複数人の生徒が見られるか面接もしながら確認もしていただくということと、学校の責務としても、保証人任せではなくて、最低、学期に1回は生活の状況も実際のところを確認して、保証人の方との会話もして、きちっと生活が安全で、保証人の代わりも果たしているということを確認して、教育委員会がそれをまたしっかり確認させていただくという状況です。学校によっては、3名程度までなどと、学校の中によってされているところもございます。

教育長

報告2について、ほかにご質問よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告3 三重県部活動ガイドラインの策定について (公開)

(野垣内保健体育課長説明)

報告3 三重県部活動ガイドラインの策定について

三重県部活動ガイドラインの策定について、別紙のとおり報告する。平成29年9月14日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

お手元の資料1ページをご覧ください。まず、ガイドライン策定の趣旨についてですが、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、

科学等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、学校教育活動の一環として学習指導要領に位置づけられています。

しかしながら、勝つことを意識することなどから、過度な練習時間により、生徒や顧問が休養を取りづらいことや、競技経験等のない部活動の顧問を任せ、負担を感じている教員がいるなど、適切な部活動を運営するうえで改善すべき課題があります。

その一方で、うまくなるため、もっと練習したい、させたいという強い思いを持っている生徒や保護者、教員がいる状況もあり、部活動を取り巻く背景には、様々な価値観などが見られます。

このような部活動に対して、現在、生徒の多様な生活経験の必要性、教員の働き方の見直しなどが、社会的にも強く求められており、県教育委員会では部活動運営の適正化に向けて、運動部、文化部活動にかかわる「三重県部活動ガイドライン」を策定し、県内の中学校、義務教育学校、高等学校に対し周知徹底を図ってまいります。

また、国におきましても、平成30年3月末に、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を策定するとしており、国の内容が明らかになった段階で、県のガイドラインを調整してまいります。

次に、三重県部活動ガイドライン策定委員会設置についてです。委員の方につきましては、資料4ページの参考資料をご覧ください。そこにありますように、委員会は、委員13名、オブザーバー1名で構成しています。委員長には、三重大学教育学部教授の重松良祐様、副委員長には木曾岬町立木曾岬中学校長の白木俊行様をお願いしています。

資料の1ページに戻っていただきまして、第1回策定委員会についてですが、先週9月8日（金）に開催させていただきました。策定委員会の内容としましては、1回目ということもあり、国のガイドライン策定に向けた動きや、部活動の現状と課題等について、担当から報告させていただいた後、各委員の方々により、学校における部活動の課題について意見交換をしていただきました。

その中での各委員の主な意見につきましては、資料3ページの別記に記載してありますが、一部を紹介させていただきます。

「1 生徒・顧問の意識について」、平日は、学校の部活動、休日は、地域のスポーツクラブ等で競技に励む生徒もいるため、学校の部活動として、どこまで何を担えるのか、民間のスポーツクラブがどういうところを目指すのかという棲み分けを考えなくていく必要がある。

「2 活動時間・顧問の負担について」、高等学校の場合、運動部と文化部を兼ねて顧問をしている例もある。うまく分担できるときもあれば、急に引率する必要が出てきて、休日に休めなくなることもある。また、部活動の指導以外にも、各協会や連盟等の業務もあり、それらも負担感の一つになっているように思われる。

「3 外部指導者について」、部活動に外部指導者を活用する場合には、学校と外部指導者がしっかりと情報共有を図りながら、双方の指導方針を摺り合わせし、生徒や保護者が納得した形で運営することが重要である、などのご意見をいただきました。

今回、策定委員の皆様からいただいた意見等を参考に、事務局において、三重県部活動ガイドライン（中間案）を作成する予定となっております。ガイドラインの内容

につきましては、資料2ページに記載しております。

最後に、今後の予定ですが、11月上旬に第2回策定委員会を開催し、ガイドラインの中間案について策定委員の皆様にご協議いただき予定となっております。その後、事務局において中間案を修正し、パブリックコメントを経て、平成30年1月下旬から2月上旬のあたりで、第3回の策定委員会を行い、ガイドライン最終案について協議いただき予定となっております。

本県ガイドラインの策定期間につきましては、平成30年3月下旬を予定していますが、この策定期間につきましては、国の動向も踏まえ、策定委員会において確認していきたいと考えています。

以上でございます。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでございましょうか。

森脇委員

ガイドラインをつくることについては、全然異論がないというか、ぜひと思っております。ただ、例えば、全国学調の生徒質問紙の中に、土・日をどう過ごしているかというような質問があって、それに答えているところがあると思いますので、そうしたエビデンスを持って、例えば、国のほうでは1時間から2時間ぐらいの部活をやっている子が一番成績が高いというようなことも出ていますので、三重県の子どもたちはどうなのかという、そういう全体のエビデンスに基づいたガイドラインをぜひつくっていただきたい。多様性というのはすごくわかるのですが、例えば一つの事例を用いてこうしようという話ではなくて、全体の子どもたちの状況を踏まえた、エビデンスを用いた提言をぜひしていただきたいと思います。

岩崎委員

これは質問ですが、このガイドラインの対象になるのは、小中高全部ですか。

保健体育課長

今のところ、公立の中高で。

岩崎委員

公立の中高というひとくくりで大丈夫なんだろうかと思ったりしますが、そのあたり、これからの議論になるのでしょうか。

保健体育課長

そうですね。ただ、休養日の設定とかになってまいりますと、中学校、高校で違ったふうになったりもすると思うので、文章の中には、「中学校においては」、「高校においては」というような表記にもなるところがあるかと思います。

岩崎委員

基本的に子どもたち、中学、高校ということであれば、高校になると、例えばスポーツで頑張るんだということを明確にしている生徒も出てくるわけですが、例えば中学校の場合でいうと、それで全国大会で頑張るんだというのもしれば、この3ページの第1回の意見交換のところにも出ていたように、平日は学校の部活動をやって、

休日は地域のスポーツクラブでやったりという、多様な選択肢が用意されていることも必要なのかなという気はします。だから、全県的に統一的なガイドラインという話でもないだろうし、むしろ、考え方として、例えば、地域の総合スポーツクラブ等と学校のクラブ活動とのリンク、ないしは私は総合型スポーツクラブとして学校の部活動があってもいいだろうというぐらいのことを思っているのですが、そういう柔軟な地域の、特に総合型スポーツクラブとの関係をちゃんとつくっていかうというような話が、僕はあってもいいような気がするんですね。

その中で、どうしても競技スポーツ、あるいは吹奏楽だって全国で頑張るんだという、そういう子どもたちがやりたければやれるというような仕組みが基本であってほしいと思うんです。そのためにも地域の様々な活動の団体とどういうふうに連携をつくっていくかということが、多分ポイントなんだというのは、ガイドラインでどう表現するかというのは難しいですが、全県一色というわけではないだろうと思います。

教育長

ご意見として参考にさせていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告5 指定管理者選定の進捗状況について (公開)

(山本社会教育・文化財保護課長説明)

報告5 指定管理者選定の進捗状況について

指定管理者選定の進捗状況について、別紙のとおり報告する。平成29年9月14日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

1 ページをご覧ください。指定管理者選定の進捗状況についてご説明させていただきます。「1 概要」平成30年4月1日からの三重県立鈴鹿青少年センター及び三重県立熊野少年自然の家の指定管理者を公正かつ適正に選定するため、外部の学識経験者等による三重県教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、審査等を行っています。「2 選定委員」6名の方が選定にあたっていただいています。時安委員長様を含め、6名の委員の方に審議をいただいております。

「3 進捗状況」でございます。平成29年6月30日、第1回選定委員会を開催しております。募集要項、選定方法等、審議をいただきました。8月3日、第2回選定委員会を開催しました。募集要項等の決定、現地視察を行っております。8月7日から9月7日、募集要項の配布を実施しております。8月18日、鈴鹿、21日、熊野の現地説明会を開催しております。8月18日から9月7日、募集要項等に対する質問の受付を行いました。以下は、今後の予定でございます。9月15日、明日から22日、申請書受付を開始いたします。10月3日、第3回選定委員会開催、これは中身としては、ヒアリングの審査を行う予定でございます。

「4 選定委員会での審議内容等」でございます。これまでの結果の概要につきましてご説明をさせていただきます。第1回選定委員会では、募集要項等や指定管理候

補者選定までのスケジュール等について、審議を行っていただきました。

今回の募集では、社会教育関係団体やその他多様な主体と連携しながら、地域の特性を生かした多様なプログラムを開発し、体験学習の機会の拡充と利用者の拡大に努めることとしました。

第2回選定委員会は、審査基準・配点表等を決定し、現地視察を行いました。2ページをご覧ください。現地説明会の状況、先ほど説明させていただきましたが、鈴鹿青少年センターにつきましては、8月18日開催に、参加者団体数1団体、熊野少年自然の家につきましては、8月21日開催で、1団体にご参加いただいております。

「6 今後の予定」でございます。審査につきましては、10月3日、ヒアリング審査等を実施いたしまして、指定管理者の候補者の選定をする予定でございます。指定管理者の指定につきましては、11月定例会議の議決を経て指定を行います。協定の締結につきましては、来年1月から3月までの期間に締結を行います。指定期間は30年4月1日から35年3月31日となっております。

指定管理者の選定基準、3ページをご覧ください。選定基準につきましては、少し細かいですが、「1 管理運営方針」、「2 管理業務」、「3 運営業務」、「4 収支計画に関する事項」、「5 組織及び人員に関する事項」につきまして、審査基準、真ん中にごございますような説明書き、下にごございますように、要求水準といいまして、県民に提供すべきサービスの水準を定めまして、配点を行っていきます。1人500点ということで最低基準を定めまして、要求水準を満たしているか否かの判断を行います。ヒアリング等により実施して、それらを配点選定、審議をいただきます。

説明につきましては、以上です。よろしく願いいたします。

【質疑】

教育長

それでは、報告5については、いかがでございましょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第26号 平成29年度教育功労者表彰について（非公開）

藤山教育総務課課長補佐兼班長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

報告4 指定管理者が行う公の施設の管理状況について（非公開）

山本社会教育・文化財保護課長が説明し、全委員が本報告を了承する。